

厚生委員會會議錄 第十一号

昭和二十九年三月四日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊恩君

理事中川源一郎君 理事松永 佛骨君

理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君

越智 茂君 助川 良平君

幸島隆太郎君 降旗 徳弥君

安井 大吉君 山下 春江君

滝井 義高君 萩元たけ子君

柳田 秀一君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席政府委員

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

厚生事務官 太宰 博邦君

(児童局長)

厚生事務官 久下 勝次君

(保険局長)

厚生事務官 田邊 繁雄君

揚援護局長(引)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月二日

国民健康保険団体所屬保健婦の設置

費国库補助に関する請願(金子與重

郎君紹介)(第二六八五号)

生活保護法による保護基準引上げ

等に関する請願(山口シヅエ君紹介)

(第二六八六号)

クリーニング業法における試験制度

存続に関する請願(赤路友藏君紹介)

(第二六八七号)

戦没者遺族に弔慰金支給に関する請

願(大石ヨシエ君紹介)(第二六八八

号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第二六八九

号)

戦傷病者の援護強化に関する請願

(植木庚子郎君紹介)(第二七六〇号)

同(木村俊夫君紹介)(第二七六一号)

同(菊池義郎君紹介)(第二七六二号)

同(橋本清吉君紹介)(第二七六三号)

戦没者遺族に弔慰金等支給に関する

請願(大石ヨシエ君紹介)(第二七六

四号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第二七六五

号)

社会保険費減額反対に関する請願

(松平忠久君紹介)(第二七六六号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の公務

死適用範囲拡大に関する請願(逢澤

寛君紹介)(第二七九〇号)

同月三日

戦傷病者の援護強化に関する請願

(平野三郎君紹介)(第二八二九号)

同(生田宏一君紹介)(第二九五五号)

社会保険における暖房料認可に関する

請願(菊池義郎君外二名紹介)(第

二八三〇号)

未帰還者留守家族等援護法による医

療給付適用期間延長に関する請願

(辻政信君紹介)(第二八三二号)

社会保険費減額反対に関する請願

(寺島隆太郎君紹介)(第二八八一号)

同(中村時雄君紹介)(第二九五三三

号)

クリーニング業法における試験制度

存続に関する請願(田中角榮君紹介)

(第二八八二号)

同(赤松勇君紹介)(第二九四八号)

同(西村力弥君紹介)(第二九四九号)

理容師美容師法の一部改正反対に關

する請願(岡村利右衛門君紹介)(第

二八八四号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第二九五〇

号)

同(赤松勇君紹介)(第二九五二一

号)

附添看護婦及び附添婦の身分保障に

関する請願(水谷長三郎君紹介)(第

二八八五号)

在日朝鮮人に対する社会保険適用等

に関する請願(田中稔男君外三名紹

介)(第二八八六号)

南方未帰還同胞に関する請願(中川

源一郎君紹介)(第二九五二二号)

遺族年金並びに弔慰金支給促進に關

する請願(庄司一郎君紹介)(第二九

五六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月三日

社会保険費減額反対に関する陳情書

(全国知事会議長安井誠一郎)(第一

三九五号)

同(千葉県議会議長浮谷元吉)(第一

三九六号)

同(東京都渋谷区原宿三丁目二百六

十六番地全国社会福祉協議会連合会

会長田子一民)(第一三九七号)

同(東京都文京区湯島三丁目一番地

社団法人日本病院協会会長上条秀介

外二名)(第一三九八号)

同(八王子市民生委員助川捨次郎)

(第一三九九号)

同外二件(岡谷市市役所内社会保険

費削減反対岡谷市期成同盟会会長小

松五郎外十六名)(第一四〇〇号)

同(京都市議会議長竹内忠治)(第一四

〇一号)

同外一件(大阪府議会議長梅本敬一外

二十三名)(第一四〇二号)

同(津市接橋二丁目三重県社会福祉

協議会会長前田綱外二十一名)(第一

四〇三三号)

同外一件(大分県知事細田徳寿外一

名)(第一四〇四号)

同(宮崎市別府町十ノ三番地宮崎県

社会福祉協議会会長荒川岩吉)(第一

四〇五五号)

社会保険費並びに公共事業費等の国

庫補助率引下げ反対の陳情書(全国

都道府県議會議長佐々木恒司)

(第一四〇六号)

保健所保健婦設置費に対する国库補

助存続に関する陳情書(札幌市北一

条西十五丁目日本看護婦協会道支部

保健婦部長樋口治子外七名)(第一四

〇七号)

保健所に要する人件費等の交付方法

に関する陳情書(京都市議會議長竹内

忠治)(第一四〇八号)

国民健康保険医療給付費に対する国

庫助成の法制化に関する陳情書(北

海道議會議長時田余吉)(第一四〇九

号)

保育所の措置費増額に関する陳情書

(福島県市長会長諸橋久太郎)(第一

四一〇号)

保育所の定員制等に関する陳情書外

二件(高崎市成田山保育園柴田八重

子外二十九名)(第一四一一号)

衛生行政費削減反対の陳情書(千葉

県議會議長浮谷元吉)(第一四一二

号)

簡易水道事業に対する二十九年年度国

庫補助増額に関する陳情書(静岡市

追手町二百五十七番地静岡県簡易水

道協議会長甲賀元紀)(第一四一三三

号)

清掃施設に対する財政措置に関する

陳情書(岡山県知事三木行治外九名)

(第一四一四号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律

改正の陳情書(松山市萱町二丁目八

十九番地愛媛県婦人更生連合会長梅

岡富栄)(第一四一五号)

戦没者の遺族援護等に関する陳情書

(三重県議會議長高倉朝次郎)(第一

四一六号)

狂犬病予防法の改正に関する陳情書

(名古屋市長堀江通一丁目九番

地名古屋市獣医師会内六六都市獣医

師会連絡協議会会長芝田松太郎)(第

一四一九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

日雇労働者健康保険法の一部を改正

する法律案(内閣提出第四二二号)

身体障害者福祉法の一部を改正する

法律案(内閣提出第四六六号)(予)

児童福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四七号)(予)

消費生活協同組合法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五五五号)

未帰還者留守家族等援護法の一部を

改正する法律案(内閣提出第六八号)

(予)

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、以上五法案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

長せられまして、国家公務員の災害補償の場合と歩調を一にしたのでございますが、さらに期限満了の際に、さらに二年延長せられまして、現状に至っておりますわけでありまして、それで満了のあと、どういふ措置を講ずるかという点につきましては、いろいろの点を考慮して処置しなければなりませんので、ただいまのところでは研究中でございますが、われ／＼といたしまして、何とかこれを見通しのつく限り国家の手でめんどうが見れないものだろうかという考え方で、目下実は研究をいたしております。

○長谷川(保)委員 未帰還者留守家族等援護法について少し伺いたいのでございますが、今この法律によつてこれを適用されまして、入院して療養いたしております者の数は現在どれくらいございますか。

○長谷川(保)委員 この療養中の入りの病者は、やはり呼吸器病が多いのでしようか、種類はどうなつておりますか。

○田邊政府委員 約五千名でございます。

○田邊政府委員 呼吸器病が大部分であります。

○長谷川(保)委員 この人々は今年の十二月二十八日まで、療養の方は一応期限切れになるかと思つておるのでございますが、さうでございませうか。

○長谷川(保)委員 これについては一応国家の前で召集した人々でありますから、ここで打ち切るといふようなこととでなしに、何とか方法を立てなければならぬと思つておりますが、御当局の方にも御研究願つて、われ／＼も研究するといふふうにいたしたいと存じておるわけでありまして、さらにこの中に内地で発病した者でこの法律案に適用されておる者があるでしようか、ないでしようか。

○田邊政府委員 未復員者が帰還をした際に、未復員期間中の疾病について、国が療養するという規定は、たしか二十三年の十二月より実施された制度であると思つて、これは国家公務員災害補償法の療養補償という精神にのつとまりまして、そのような規定が設けられたわけでありまして、当初は療養期限が二年でありましたのが三年に延ばされたのであります。

○田邊政府委員 これは二十三年の十二月に実施せられましたときに実行されたわけでございますが、その際に、未復員期間中に自己の責に帰することのできない事由によつて療養中の者といふのは、この法律の施行の際、現在療養しておる者を拾つたわけでありまして、従いまして戦争中に内地で結核等

の病気にかかりまして、その後ずつと療養しておる者は、この法律によつて救われておるわけでございますから、どのくらい数のあつたか、今正確に私記憶いたしておりませんが、内地発病の者も含めておるものと承知いたしております。

○長谷川(保)委員 これはこの前にもたび／＼問題になつた点であります。が、内地で入院しておる人々、はいわゆる療養の小づかいというふうなものは与えられないで、生活保護法でまかなつておることになつております。どうか、伺いたいと思つております。

○田邊政府委員 そのように承知いたしております。

○長谷川(保)委員 その額は今幾らくらひでありますか。

○田邊政府委員 甲地で六百元、乙地で四百五十円くらいと存じております。

○長谷川(保)委員 外地で発病したものは、例の恩給関係の方でまかなうことになつておりますか。

○田邊政府委員 外地と申しますか、療養中の方であつて恩給の症状に達しておる人々に対しては、従来は恩給を停止するという規定になつておつたわけでありまして、これは療養と恩給その他年金とは併給しない。これは実はこの種の制度においては一つの原則になつておるわけでありまして、しかしまあいろいろの点を考慮いたしまして、国会において御修正になりました。而して併給するといふことになつてしまつて、しかし併給するの徴収するといふことにしたわけでありまして、しかし少くとも手元に千円程

度の小づかいは残すといふことで、従いまして名目的な療養費で、月に五十円程度という方も相当多数あると思つて、そういうふうにして千円程度の小づかいは残るように調整しております。

○長谷川(保)委員 前からこの問題がたび／＼問題になつておるのでありますけれども、何とか内地外地の発病者を平等に扱うという形はできないものでしようか。何とか方法はなないものでしようか。

○田邊政府委員 実はこれは戦没者遺族援護法の公務認定の基準の問題に連する問題でございますので、結局は恩給法の問題になるわけでございます。公務執行と発病との間の因果関係の近接度合い、恩給法で申しますと直接因果関係または相当因果関係があつた場合に公務によるものと認められる。こういう解釈になつております。

従来例で申しますと、内地の発病は公務として認められる場合が少いわけでございます。そういう関係で内地の結核患者に対しては、公務と認められない方が相当出て来ているわけでございます。従つて恩給ないしは障害年金の面においてこれを救済すると思つておるわけでありまして、目下のところは、従つて生活保護法による小づかいと日用品といふことしか手はないのではないかと、やむを得ないのではないかと存じております。

○長谷川(保)委員 もう少しこの法律について伺いたいののでありますが、研究不十分でありますので、この次まで留保させていただきます。

○滝井委員 児童福祉法の一部改正と身体障害者福祉法の一部改正と二つにまたがった問題でございますが、この法律の改正で大きな主眼をなしているものは育成医療と更生医療の問題だと思つております。ことに育成医療、更生医療ともに、複雑な成形外科的な処置を必要とする問題でございますが、それに関する診療費の支払いの問題でございます。まずそれ／＼の身体障害者あるいはその扶養義務者が支払いの能力があると、どう認定したとき、その支払いの能力があると認定した額だけはこれは本人が負担する、あるいは扶養義務者が負担するということになつておるのですが、そういう認定をする具体的な基準と申しますか、どういふ方法でその支払い能力があるという認定をやるのか、それをまず第一にお伺いしたい。

○安田政府委員 身体障害者福祉法関係、つまりおとなの方のことを先に申し上げたいのですが、自己負担額の認定基準は生活保護法の基準よりも少し上の方にいたしておるわけでありまして、具体的に申しますと、総理府統計局の行つておりますところの消費者家計調査から国民の平均的な消費水準といふものを出しまして、そのような平均的な消費水準によるところの自己負担額を補装具、医療費その他の費用の多少に応じて負担をさせるという方法をとつておりますから、全部たゞというわけには参りませんけれども、生活保護の基準よりは相当高いものになつております。

○滝井委員 総理府における平均的な消費水準といふと、具体的にどういふことになるのですか。具体的に申しま

すと、たとえば現在生活保護を受けている人の一食が十六円、最近米価が上りましたので、これが二、三円くらい上るかと思うのでありますが、東京における一般の一食の水準は、平均多分二十四円くらいではなかつたかと記憶しております。保安庁の隊員が多分三十円くらいだったと思います。そういうぐあいに、一般水準が二十四円、生活保護者が十六円という、相当の開きがあるわけですが、平均的な消費水準を大抵どの程度に置くのか。この身体障害者あるいは児童福祉法のこういう基準というものは、私はおそらく生活保護法の対象者、あるいはそのボーダー・ラインのところに人々を主たる対象として、こういう負担能力のある人というのが認定されておるのじやないかと思うのです。だれでも全部やれるというわけじゃないと思うのですが、そのところをひとつ、あとでまた予算の關係もありますので、もつと具体的に伺いたい。

○安田政府委員 更生医療にいたしましても、それから補装具にいたしましても、必ずしも生活保護法を受けている者が多いというわけではないのであります。F.I.E.S.という調査がございますけれども、その平均的な消費水準というものを考えまして、その水準にある者については補装具なり、あるいは更生医療に要する費用の多少に応じて、大体一割から三割八分までを本人が負担するという事になっております。もしその標準が、その人の生活水準より高い場合には、それにまた若干指数を上げて行く。それからさらに、その人の生活水準が低い場合には、今申しましたものをさらに下げるとい

ようなこまかい表をつくりまして、それで実施しておるのでありますけれども、もしさらにこまかく御説明をいたす方がよろしいのでございしたら、説明員から申し上げます。

○滝井委員 こまかいことは、あとでまた個人的にお伺いするとして、問題は本人が負担の能力がある、この認定をされて、その負担の能力のある額だけは差引かれることになるわけでありまして。そうした場合に、今度は児童福祉法の方においては、もしその本人あるいは扶養義務者が、自分の負担能力があると認定をせられた額を支払わなかつた場合には、都道府県知事は本人またはその扶養義務者から、支払わなかつた額を徴収することになつております。ところが身体障害者の方は、そういう規定がないようですが、これは同じような措置をする立法であつて、一方は都道府県知事が支払わなかつた額を取立てるところまで行つてゐるし、一方はそういうことをしてないのです。これは同じような立法のものとしたいと思います。どうしてそういうことになつたのですか。

○安田政府委員 同じ取扱ひをいたしております。三十八条の第三項をこちらにしますと、「第一項に規定する行政措置が行われた場合において、身体障害者又はその扶養義務者が、同項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県又は市町村においてその費用を支弁したときは、当該都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その支払わなかつた額を徴収することができる。」それで大体同じ取扱ひにいたしてお

は、こういう具体的なお金を出して来ているのですから、健康保険が何かの点数を基礎にして、整形外科の手術の基礎を出して来ていると思うのです。が、こういうことが結局身体障害者あるいはこうした児童の障害を打破つてやるといふ、とうとい立法に、一つの大きな制限になるという疑いがあるわけですね。まずその千九百七十七円と三千百一十円、こういう具体的な算定の基礎をどういうところに置かれたのか、これを御説明願ひたい。

○安田政府委員 更生医療を受ける必要のある者が戦傷病者のはかにどのくらいあるかといふと、一応推計をしてみたわけでありまして、その際には四万人くらい全国にあるだろうという数字が出て参つたわけでありまして。しかし本年は予算の關係もございまして、何しろ新規の事業でございまして、一度この予算を入れますと毎年出すことになりまして、いろいろ財務局としても都合もありまして、千五百七十四人分まで千九百七十七円、こういう予算になつておるのであります。それから更生医療の診療報酬の問題でございまして、今のところはお話のように、健康保険の点数、単価を用いておるわけにございまして。実は二十七年、二十八年と両年度戦傷病者の更生医療を行つておりましたけれども、今のところでは健康保険の点数と単価をもつて大体うまく行つてゐるに私どもは聞いておりますが、なおお話しもございまして十分研究してみたいと思つております。

○本委政府委員 児童の育成医療の点でございしますが、これは大体該當の対象と申しますか、先年私どもが調査い

やないかと思ひます。

○滝井委員 それからこの予算の問題ですが、更生医療には千九百七十七万、育成医療は五千六百二十万の中で三千百一十万円が医療關係に充てられてゐるようになっていますが、こういう算定の基礎と申しますか、大体どの程度の更生医療あるいは育成医療をやるためにこういう数字が出たのか。問題は、この整形外科の手術というものは非常に複雑なんです。現実におわれ／＼が生活保護の患者を見る場合に、生活保護法で複雑な整形外科の手術をやりますと、健康保険の点数で定められてしまつておるのです。先日私の友人がそういう手術をやつたのですが、基金の方に問い合わせしてみますと、たとへばある大きな手術をやる場合に、これを百点くらいにしてくれ。実際に七箇月も八箇月も他の病院に入院をしておつて、そしてそれがなおならなかつた。そこである優秀な整形外科のところにやつて来る。ところがこれを少し大がかりの手術をやつて、ペニシリンその他をやる。それがわずかに二週間か三週間ですつたりなおつてしまふ。前の病院では七箇月も八箇月も入院しておつたけれども、それをなおし切れなかつた。ところが優秀な整形外科の医者にいくと、これは少し大手術をやつて、ある程度のペニシリンを使うと、これは二、三週間でおつたという認定が出る。そこでそういうことを連絡する。そういう大手術をやるのは困ります、やはりこれは百点ぐらいでやつてもらわなければいふことで、実は非常にその医者が困るという現実があるわけですね。こういうぐあいで整形外科の手術というものは、おそらくこれ

たしましたところでは、約十七、八万ほどになるかと存じますが、しかしこれは人によつても多し、あるいは数十万の多きに上るといふことを申しおる人もあるやうな状況でございます。大体予算の三千百一十萬圓といふのは、社会局長から申し上げました通り、格別これ何箇年計画でやるというほどのかたまつたものじやございませぬ。初年度でもありまして、また今年みだいな予算編成状況のときでございまして、この辺におちついたというだけのことでございまして、しかしながらこの予算を極力活用して、できるだけ成績を上げたといふ存じおるのであります。同じ育成医療の対象になる児童の疾病につきましても、たとえば先天性の股関節脱臼といふやうなものは、御承知の通り、これはさほど経費をかけないでもなおる分でございます。極端なことを申せば、赤ちゃんと生れたときに助産婦がちよつと赤ちゃんの股を開いてみるによつて、ただちに発見できるのであります。またそれを発見いたしました場合は、ちよつとした注意、平素のおむつの当て方を注意しただけでもよくなるということが言われるほど、これはやり方いかんによつてはさほど経費をかけないで済むわけでありまして、その他もちろん金を食うものもございますが、大体初年度はそのうち先天性の股関節脱臼あるいは小児癲癇といふやうなところに、重点を置いてやつて行きたいと考えておる状況でございます。大体初年度分として肢体不自由児が九百九十五人ですから千人に近い、それから目の方の視力障害が四百三十九人、それから耳の方の聴力障害、これは二百六十五

人を対象として組んでおる状況でございます。○滝井委員 これに関連する支払いの問題でございますが、現在これらの生活保護を含めた支払いが非常に遅れておるわけでありまして、生活保護の患者といふものは、非常に長期に診療機関にかかることは、すでにその平均点数を見てもわかると思ふのです。これらの整形外科的な処置を必要とする身体障害者、あるいは児童の股関節脱臼、あるいはその他の障害においても相当長期の治療を要するものです。これらの医療の指定の機関を定めて行くのですから、特定の少数の医療機関が中心になつてやることは当然になる。現在の客観的な情勢を見ると、それらの支払いが非常に遅れておるといふことなんです。はなはだしいところは十月、早いところで十一月分くらいしか支払われていない。こういう莫大な医療費を要するものの支払いが遅れるということは、そのしわがどこに寄つて参るかというと、結局疎漏な医療が、弱い児童の障害者あるいは身体障害者に及んで来ることは当然なんです。医は仁術だといつても飯を食わずに仁術をやるわけにも行かないのが現在の資本主義の社会なんです。そういう点、児童局あるいは社会局、保険局において、こういう立法をしたならば、当法これは責任を持つてその支払いを推進するといふことがなくては、画龍点睛を欠く立法になつてしまふと思ひます。こういうものは社会保険診療報酬支払基金法に基いて翌々月には確実に支払われるようにやるのかどうか、この際お尋ねをしておきたいと思ひます。

○安田政府委員 更生医療は先ほどもちよつとお話がありましたけれども、やはり専門家に治療を受けさせないと効果が上がりません。かえつてまた弊害があることもございまして、この指定については、専門の整形外科ということで、設備の点からも、経験の点からもよく考えまして、慎重にきめて行くというやり方を従来もやつて来たのであります。ただいまのところでは、二十七年と二十八年が戦傷病者の更生医療となつておるわけでありまして、これも、この更生医療の費用といふものは、現在では県の方から直接医療機関に払つておられますが、これはあまり遅れたといふことは実は聞いていないのでございまして、明年からは一般の方が始まるわけでございますが、しかしこれも生活保護や社会保険の医療と違ひまして、必ずやらなければならぬというのではなくて、やはり予算というものが基礎になりますので、その辺をにらみ合せてやらなければならぬから、そう今御心配のやうなことはないのではないかと思ひます。○滝井委員 ひとつできる限りそういう方向に向いてやつていただきたい。生活保護費の医療扶助が現実非常に遅れておるといふことになる、これは、あつものにこりてなますを吹くといふやうに、こういう厚生省から出るところの医療関係の立法といふものは、何でも監査をする、あるいは帳簿検査をするといふやうに、検査や監査は厳重にやるけれども、支払いというものはちよつとも行われてないやないか、だからそういう医療には責任を持ってないという風潮が現在巻き起つて

あるわけなんです。しかし義務だけは不当に課す、しかし支払いは遅れるといふので、すでにこういうものに対する嫌悪の情が起つてつあるわけなんです。従つてこれはよほど注意してもらわなければ、せつかつのいい法律が画龍点睛を欠くやうなことがありますので、ひとつ関係の部局にいたては、できるだけ御努力をしていただくことをお願いいたしまして、質問を終ることにいたします。○長谷川(保)委員 ちよつと関連して、今滝井委員の方からも、医療扶助の金の支払いが遅れておるといふ話が出ましたが、聞くところによりますと、政府は第三次補正予算を組み、国会に提出するといふことでございまして、大臣がいなくて何で待つても変でありまして、これは明らかに医療扶助措置等の金が足りないのではありませんが、二十八年度の第三次補正予算にそれを要求なさる予定になつておるかどうか、お伺いいたします。○安田政府委員 現在のところはそのやうな予定になつておりません。○長谷川(保)委員 先般もいろいろと御注意申し上げておるのであります。が、それを組まないといふ問題として支払いができないのじやないか、そうして二十八年度に支払うべきものを二十九年度あるいは三十年というやうになつてしまふのじやないか、そういうことを憂へるのであります。これは本省の方で責任をもつて組む必要がありまして、これは義務立法であり、義務費でありますから、なおさらそれを組まなければならぬ。これは二十九年度の予算の方に今度修正案を入れますので、とうていまいかといふものではないことは確実であると言つてよいほど

の数字が考えられるのであります。当然それは組むべきであると思ひますが、その御意図は全然ないのであります。○安田政府委員 二十八年度の支払いに予算が足りないことははつきりいたしておりました、そのために二十九年度には、実は二十億の赤字補填の金が入つておるわけでありまして、本来ならばその二十億も二十八年度に補正予算で組むべきであります。ところが、財政の都合から申しましてそれがむずかしいものでありますから、二十億を二十九年度に組んだといふやうな現状でございまして、従ひまして今第三次の補正の際にそういうやうな費用を追加計上するといふことは、現在のところでは政府としては考えていないといふことを聞いております。○柳田委員 ちよつと質問しておきますが、私のところにこんな陳情が来ております。傷病恩給受給者が戦時公務により病を得て長い間療養生活が続けながら、未復員者給与法の適用者にはこのたびの法改正によつて医療給付が行われるのに、一方の傷病恩給受給者は医療の給付が行われなかつたやうなことは、不公平ではないかという陳情であります。つまり傷病恩給受給者が現在まで引続き療養を続けておる者について、未復員者給与法の適用者と同等に医療の給付を受けられるやう、その際給付の一部を差引かれるわけでありまして、そういうやうな御考慮をお願いしたいといふことであります。これは第五療第三十八号という通達で、法第十八条に規定する者が傷病恩給を受給した場合に限つて認めるのであり、旧法施行前に復員した者は旧法

施行後三年、また施行後復員した者は三箇年間経過した場合は時効により療養の給付を受けることができないという通達があつて、だめということになつておるのであります。私まだ法律の勉強が足りないので法文等も詳しく理解しておらぬのでありますが、これは援護庁の方ではどういふことになつておりますか。先ほどの長谷川委員の質問のように、先国会でも未復員患者の問題でずいぶん当委員会でも御審議願ひまして、便宜の措置と申しますか、比較的あたたい措置をとつていただいて、当然それに適用されるものとわれわれも思つておつたのでありますが、これによりますと、各都道府県それぞれ、この当該課においてもこれは意外であつたというような感じを受けておるようであります、この点についてひとつ御説明をお聞きしておきたい。

○田邊政府委員 御陳情の内容がよくわからないのでありますが、療養を必要とするものであれば療養を継続さしてやり、その人の傷害が増加恩給の程度に達しているならばだちに増加恩給を支給する、こういうことになつており、原則はかわらないわけでありまゝ。増加恩給を支給する際に療養を打ち切つたとするならば、それは療養をする必要がないという状態に達したと解釈する以外ないと思ひます。それは個別の問題でありまして、長い間療養しておつたものが打ち切られて、まだ療養を要するような場合は実費程度のおものを徴収する、こういうふうになつておるわけでございます。なおまた具体的に陳情の内容をよく拝見いたしまして

研究したいと思ひます。
○小島委員長 その他にございませんか。

なければ本日はこれをもって散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時三十二分散会

昭和二十九年三月六日印刷

昭和二十九年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局